

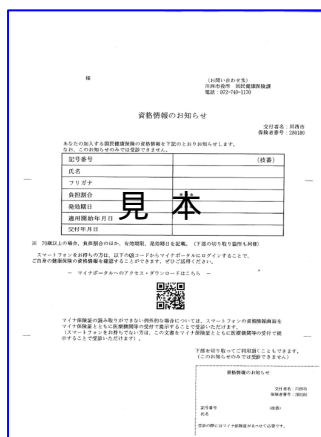
川西市 国民健康保険 資格確認書 資格情報のお知らせ の更新について

新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお届けします。

医療機関等を受診する場合は、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード = 「マイナ保険証」の利用登録状況に応じて、マイナ保険証が資格確認書をご提示ください。

「資格情報のお知らせ」 について

マイナ保険証利用登録済みの人に交付しています。今回は 70 歳以上の人及び新たにマイナ保険証の利用登録が確認できた人等に交付しています。



医療機関等ではマイナ保険証を提示してください。

顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証が利用できない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせをセットで提示してください。

資格情報のお知らせだけでは受診などはできません。

「資格確認書」(藤色) について

マイナンバーカード未所持の人、マイナ保険証利用未登録の人に交付しています。



令和 8 年 8 月 1 日以降は、今回交付の「資格確認書」(藤色)を医療機関等で提示してください。

有効期限は令和 9 年 7 月 31 日です。

マイナ保険証利用未登録であれば毎年更新予定です。

注 意

- ・ 69 歳以下で既に資格情報のお知らせが交付されている人は、資格情報に変更がない限り原則改めて交付はしません。現在お持ちの資格情報のお知らせをそのまま保管ください。
- ・ 資格確認書または資格情報のお知らせは、世帯ごとに同封し、世帯主宛に発送しています。
マイナ保険証の利用登録状況により、世帯内で交付種類が異なる場合がありますのでご注意ください。
世帯内で交付種類が異なれば別の封筒に分かれて発送となります。
- ・ 今回の更新では、5 月 28 日時点のマイナ保険証の利用登録情報に基づき、交付種類の判断をしています。

- ・ 視覚障がい者用点字シール（資格確認書であることを示すもの）を用意していますので、必要な場合はご連絡ください。
- ・ 性同一性障がいと診断された人で、資格確認書または資格情報のお知らせの氏名表記についてご相談がある場合はご連絡ください。

有効期限の切れた 資格確認書(若竹色) または 資格情報のお知らせ について

現在お持ちの資格確認書(若竹色)は、令和8年7月31日で有効期限切れとなります。有効期限が到来した資格確認書(若竹色)または資格情報のお知らせは、返却不要ですので破棄してください。



新しい資格確認書または資格情報のお知らせについて

新しい資格確認書または資格情報のお知らせは、令和8年6月30日時点の情報に基づき作成しています。7月1日以降に資格喪失・住所変更等の手続きをした人は、手続き前の情報で資格確認書または資格情報のお知らせが送付されていますので、資格確認書についてはお手数ですがご返却をお願いします。誤って使用した場合、医療費を返還していただく可能性があります。

資格確認書または資格情報のお知らせは、世帯ごとに同封し、世帯主宛に発送しています。マイナ保険証の利用登録状況により、世帯内で交付種類が異なる場合がありますのでご注意ください。世帯内で交付種類が異なれば別の封筒に分かれて発送となります。

資格確認書及び資格情報のお知らせ()の有効期限は令和9年7月31日ですが、下記に該当する人は有効期限が短くなっています。

令和9年7月31日までに
75歳に到達する人

後期高齢者医療制度への移行のため、有効期限が75歳の誕生日前日までとなっています。

他市区町村に住民票がある
学生

有効期限は卒業予定年月日です。
有効期限以後の健康保険については、改めて案内文書を送付します。

70歳・75歳到達を控えた被保険者がいる世帯

年齢到達により医療費の自己負担割合が変更になる可能性があるため、誕生月に基づき有効期限を設定している場合があります。

() 69歳以下の人の資格情報のお知らせには有効期限の記載はありません。70歳以上の人の資格情報のお知らせには有効期限が記載されており、有効期限到来時に更新予定です。

医療費の自己負担割合(一部負担金)は、義務教育就学前の人は2割、義務教育就学以上69歳以下の人は3割、70歳以上の人は前年中の所得によって2割または3割となっています(3ページ目参照)。

70 歳以上の人の医療費の自己負担割合（一部負担金）について

70 歳以上の被保険者の資格確認書または資格情報のお知らせには、医療費の自己負担割合（一部負担金）及びその発効期日が記載されています。

- ・自己負担割合は、その人の世帯の前年（令和 7 年）中の所得に応じて決定します。
- ・自己負担割合は前年中所得によって毎年見直しを行っており、適用期間は 8 月から翌年 7 月までとなっています。そのため、70 歳以上の人は、資格情報のお知らせについても毎年交付予定です。
- ・世帯構成の変動や、所得更正などにより負担割合が変更になる場合は、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを送付します。世帯員の 70 歳・75 歳到達などにより負担割合の変更が予測されている場合、あらかじめ有効期限が短くなっている場合があります。

70 歳以上の人の自己負担割合判定方法

3 割負担

住民税課税標準額⁽¹⁾ 145 万円以上の 70 歳以上の国保加入者がいる世帯

かつ

世帯内の 70 歳以上の国保加入者全員の基準総所得⁽²⁾の合計額が 210 万円超

かつ

70 歳以上 74 歳以下の国保加入者が 1 人の場合は収入 383 万円以上、70 歳以上 74 歳以下の国保加入者が 2 人以上の場合は合計収入 520 万円以上

2 割負担

左記以外の人

- 1 住民税の計算において、収入額から必要経費・各種所得控除を差し引いたあとの金額
- 2 総所得 - 基礎控除額（43 万円）

上記の判定方法で 2 割になると思われるにもかかわらず、3 割と記載されている人は、国民健康保険課賦課担当までお問い合わせください。

さらに詳しく
（市ホームページ）→



限度額適用認定証等の更新について

現在、交付されている国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7 月 31 日までです。8 月 1 日以降も引き続きこれらの認定証が必要な場合は、窓口、郵送またはインターネットから申請が必要です。なお、マイナ保険証を医療機関等に提示すれば、限度額適用認定証等の提示がなくても、限度額以上の医療費の支払いが不要になります。ぜひマイナ保険証をご利用ください。

限度額適用認定証等の
申請
（LoGo フォーム）→



国民健康保険を脱退される人へ

下記の場合は、国民健康保険をやめる（資格喪失）手続きが必要です。



↑ 社会保険加入による
国民健康保険の脱退
(LoGo フォーム)

社会保険に加入した

... < 電子申請により手続きする場合 >

社会保険資格確認書または資格情報のお知らせ
(新しく社会保険に加入した人全員分) をご準備の上、
右記QRコードから手続きを行ってください

< 来庁により手続きする場合 >

持ち物：国民健康保険資格確認書（お持ちの人のみ）、
社会保険資格確認書または資格情報のお知らせ
(新しく社会保険に加入した人全員分)
本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

川西市外へ転出した

... 来庁により手続きをお願いします。

持ち物：国民健康保険資格確認書（お持ちの人のみ）
本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

国民健康保険の脱退は郵送にて手続きすることも可能です。ご希望の場合は、国民健康保険課（072-740-1170）へお問い合わせください。

マイナ保険証利用登録解除・資格確認書交付申請について

マイナ保険証利用登録を解除し資格確認書の交付を受けたい場合や、下記の理由により資格確認書の交付を希望される場合は、申請が必要です。

マイナ保険証利用登録を解除したい

... 持ち物：本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

申請者本人以外の登録解除を行いたい場合は委任状の記載と解除希望者の本人確認書類の写しも必要です。

理由により資格確認書が必要

... マイナンバーカード紛失または更新中
マイナンバーカード返納予定

高齢者や障害者等介助者が補助する必要がある
上記以外の理由では原則申請できません。 申請を希望
する場合は国民健康保険課にご相談ください。

川西市 国民健康保険課

〒666 - 8501 川西市中央町12番1号

賦課担当 1階 10 番窓口 電話 072 - 740 - 1170